5　専ら乗用の用に供する乗車定員十人の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和八年一月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

6～8　（略）

（窓ガラス）

第二十六条　（略）

2～4　（略）

5　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車であって次に掲げるものについては、細目告示第三十九条第三項、第百十七条第四項及び第百九十五条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第三十九条第三項、第百十七条第四項及び第百九十五条第五項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年七月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（騒音防止装置）

第二十七条　（略）

2～35　（略）

36　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号、第百十八条第一項第三号ロ並びに第三項第二号ロ（1）及び第四号ロ（2）並びに百九十六条第三項第二号ロ（2）の規定中、「フェーズ3」とあるのは「フェーズ2」と読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員九人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が六百六十立方センチメートルを超え千四百九十五立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で三百ミリメートルから千五百ミリメートルの間に位置し、地面からのRポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが八百ミリメートル以上あるもので

5　専ら乗用の用に供する乗車定員十人の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和八年一月一日から令和十年十二月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十年十二月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

6～8　（略）

（窓ガラス）

第二十六条　（略）

2～4　（略）

5　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車であって次に掲げるものについては、細目告示第三十九条第三項、第百十七条第四項及び第百九十五条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第三十九条第三項、第百十七条第四項及び第百九十五条第五項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年七月一日から令和八年六月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（騒音防止装置）

第二十七条　（略）

2～35　（略）

36　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号、第百十八条第一項第三号ロ並びに第三項第二号ロ（1）及び第四号ロ（2）並びに百九十六条第三項第二号ロ（2）の規定中、「フェーズ3」とあるのは「フェーズ2」と読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員九人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が六百六十立方センチメートルを超え千四百九十五立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で三百ミリメートルから千五百ミリメートルの間に位置し、地面からのRポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが八百ミリメートル以上あるもので